

徳島県小規模事業場等排水対策指導指針

第1 目的

この指針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）及び徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）による排水基準等（有害物質に係るものを除く。）の適用を受けない工場及び事業場の排水について、水質等の改善に係る指導及び助言を行うために必要な事項を定め、もって公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

第2 小規模事業場等の定義

この指針において「小規模事業場等」とは、次の各号のいずれかの要件を備える工場及び事業場（徳島市に設置されている工場及び事業場を除く。）をいう。

- (1) 法第2条第6項に規定する特定事業場のうち、排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号。以下「総理府令」という。）別表第2に掲げる排水基準及び条例に定める排水基準の適用を受けない工場及び事業場
- (2) 条例第2条第12号に規定する汚水等排出工場等のうち、条例に定める排水の規制基準の適用を受けない工場及び事業場

第3 目標基準

小規模事業場等からの排水に係る目標基準は、別表のとおりとする。

ただし、総理府令に暫定排水基準の規定のある業種に係る目標基準は、当該暫定排水基準とする。

第4 指導事項

排水の改善に必要な次に定める事項について指導等を行うものとする。

- (1) 水利用の合理化等による汚濁負荷量の削減に関すること。
- (2) 汚水等の処理の方法に関すること。
- (3) 汚水等の処理施設の改善に関すること。
- (4) 公害防止施設に係る融資制度等のあっ旋に関すること。
- (5) その他排水の改善に関すること。

第5 指導等の計画的実施

指導等を実施するに当たっては、小規模事業場等の排出水による公共用水域へ与える影響の度合い及び地域の環境保全上の必要度を勘案し、関係機関との連携を密にしながら、計画的かつ段階的に行うものとする。

第6 事業者への啓発

この指針の円滑な推進を図るため、小規模事業場等に対して、関係機関の協力を得て、啓発に努めるものとする。

第7 その他

- (1) 小規模事業場等以外の事業場において、指導等の必要が生じた場合は、この指針に準じて行うものとする。
- (2) この指針以外の法令等により規制指導等が行われている工場及び事業場については、この指針の規定にかかわらず、それぞれの法令等の定めるところによるものとする。
- (3) この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この指針は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附則

この指針は、平成10年12月10日から施行する。

附則

この指針は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

この指針は、平成23年 4月 1日から施行する。